

## 令和7年度津奈木町地域おこし協力隊募集要項

### 1. 目的

津奈木町の豊かな地域資源を守り最大限に活用しながら地域経済を活性化し、資金や人材を呼び込むまちづくりを推進するため、津奈木町のまちづくり・地域コミュニティの担い手として町民と共に地域課題の解決に向けた実践ができる人材を「地域おこし協力隊」として募集します。

### 2. 業務概要

次の業務の中から、隊員の特徴を活かしながら活動を行っていただきます。

#### (1) 津奈木町農業活性化推進

農業の振興や現状の課題解決に向け、生産者と連携した各種取り組み及び農業の実践を目指します。

- ア) 担い手確保・育成対策
- イ) 就農するための技術等の習得
- ウ) 耕作放棄地対策
- エ) 鳥獣害に強い農業
- オ) 果樹・野菜等の振興による活性化

※任期後の就農や農業法人への就業を目的に取り組んでいただきます。

#### (2) みどりの食料システム推進

みどりの食料システム推進や現状の課題解決に向け、生産者と連携した各種取り組み及び農業の実践を目指します。

- ア) 担い手確保・育成対策
- イ) 就農するための技術等の習得
- ウ) 耕作放棄地対策
- エ) 鳥獣害に強い農業
- オ) 果樹・野菜等の振興による活性化

※任期後の就農や農業法人への就業を目的に取り組んでいただきます。

#### (3) 漁協と連携した水産業活性化プロジェクト

任期中に商品を開発し自らの商品として販売、マガキ・岩ガキ養殖の後継者としての就業を目指します。

- ア) 漁協運営支援
- イ) 担い手確保・育成対策
- ウ) つなぎオイスターバルの運営支援
- エ) マガキ・岩ガキ養殖支援
- オ) 水産物及び加工品の販路拡大及び販売支援

<p>(4) 地区公民館活動推進</p> <p>地域コミュニティが持つ教育、子育てなどの互助機能や地域力の再生ができるよう、地区公民館が行う地域行事・伝統行事等の支援サポートや次世代へと続く地域の活性化・コミュニティ強化のための地域リーダー育成・活躍支援を行います。</p>
<p>(5) 「地域活性化センターひらくに」管理及び地域活性化推進</p> <p>閉校した平国小学校跡地を活用し、交流促進や産業振興、雇用創出のための拠点施設としての運用を行います。</p> <p>ア) 施設管理及び利用促進</p> <p>イ) 「地域活性化センターひらくに」を中心とした地域活性化</p> <p>ウ) その他、地域コミュニティの強化及び活性化に関する業務</p>
<p>(6) 地域商社推進</p> <p>地域販売力の強化による持続可能なまちづくりを可能とするため、地域事業者や町全体での新商品開発や販路拡大を行います。</p> <p>ア) 地域商社（(株)つなぎつくる）における地域産品ブランディング・販路拡大 ※地域商社スタッフとして従事いただきます。</p>
<p>(7) 四季彩周辺魅力アップ事業推進</p> <p>現在、宿泊・交流施設として営業を行うため改修しているつなぎ温泉四季彩を軸とし、観光拠点や観光客や地域の人との交流の場を創出することを目指します。</p> <p>ア) つなぎ温泉四季彩ホテル（仮称）を活かした観光・交流推進業務</p>

### 3. 募集対象

- (1) 令和7年4月1日時点で20歳以上50歳未満の方（性別不問）
- (2) 応募時点で、三大都市圏を含む都市地域（過疎、山村、離島、半島等に該当しない市町村）に在住し、委嘱後に津奈木町に住民票を異動して居住できる方、または他地域の地域おこし協力隊員経験者（同一地域における活動2年以上、かつ解職1年以内）で、委嘱後に津奈木町に住民票を異動して居住できる方。
- (3) 心身ともに健康であり、かつ地域住民とコミュニケーションが取れ、積極的に地域活動ができる方
- (4) 活動地域への居住と自治会への加入により、地域のイベントや行事などに積極的に協力できる方
- (5) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も津奈木町に定住し、起業・就業しようとする意欲のある方
- (6) 普通自動車運転免許証を有している方で、日常的な運転に支障のない方
- (7) パソコンの一般的な操作ができる方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (9) 総務省（特別交付税措置）の地域おこし協力隊員の要件に該当する方

#### 4. 募集人数等

地域おこし協力隊員：各1名

業務内容	所管課
津奈木町農業活性化推進	農林水産課
みどりの食料システム推進	農林水産課
漁協と連携した水産業活性化プロジェクト	農林水産課
地区公民館活動推進	教育課
「地域活性化センターひらくに」管理及び地域活性化推進	政策企画課
地域商社推進	政策企画課
四季彩周辺魅力アップ事業推進	政策企画課

#### 5. 勤務地

津奈木町役場、町内各施設

#### 6. 雇用形態・期間

(1) 雇用形態 業務委託契約（町との雇用関係はありません。）

(2) 委嘱期間 委嘱する日から1年

※業務・活動実績等を基に評価を行い、1年単位で更新し、最長3年間まで延長する場合があります。

※地域おこし協力隊員としてふさわしくないと町長が判断した場合には、任期中であっても任用を取り消すことができるものとします。

(3) 採用予定時期 令和7年4月以降（要相談）

#### 7. 勤務形態

業務委託契約書で定めることとします。

#### 8. 報酬等

月額266,000円（期末手当及び退職手当相当額を含む）

※賞与、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当等はありません。

#### 9. 待遇・福利厚生

(1) 社会保険

国民健康保険、国民年金に加入

## (2) 家賃

津奈木町内の賃貸住宅の家賃を対象に、月額50,000円を限度とし助成します。ただし、引っ越し費用、光熱水費及び生活必需品等は自己負担となります。

## (3) 手数料

建物賃貸借契約に必要な敷金及び礼金並びに契約手数料については、隊員として最初に居住した民間賃貸住宅の建物賃貸借契約のみを対象とし、契約した民間賃貸住宅の家賃の3月分又は150,000円のいずれか低い額を助成します。

## (4) 利用料

光ファイバ網によるブロードバンドサービスの利用料（サービスを利用するために民間賃貸住宅に光ファイバ網を設置する初期工事費を含む。）については、初期工事費は実費相当額とし、月額利用料は7,000円又は契約金額のいずれか低い額を助成します。

## (5) 車両

活動に使用する車両（車両の任意保険料及び燃料費を含む。）については、月額45,000円を助成します。

## (6) その他

活動に伴う消耗品費、研修費、旅費等については、予算の範囲内で負担します。

## 10. 受付期限

令和7年2月3日（月）から応募人数に達するまで

## 11. 応募方法

応募用紙（様式第1号）に必要事項を記入いただき、次に掲げる必要書類を添付の上、津奈木町役場政策企画課に郵送又は持参してください。

- ① 住民票の写し（発行から3ヶ月を経過していないもの）
- ② 運転免許証の写し

※合否通知等に使用するため、メールアドレス及び電話番号は必ず記載してください。

※選考結果にかかわらず、提出された書類は返却できませんのであらかじめご了承ください。

## 12. 問い合わせ先・書類提出先

〒869-5692 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地

津奈木町役場 政策企画課

電話：0966-78-3114

FAX：0966-78-3116

E-mail：seisakukikaku@town.tsunagi.lg.jp

### 1 3. 審査方法

#### ■第1次選考（書類審査）

書類選考の上、結果を応募者全員に通知します。

※書類選考は、提出された応募用紙（様式第1号）の内容に基づき審査を行いますので、応募用紙（様式第1号）はできるだけ詳しく記載してください。

#### ■第2次選考（おためし地域おこし協力隊）

第1次選考合格者は希望する期間において津奈木町に3日間滞在し、「おためし地域おこし協力隊」として勤務予定地で仕事を体験します。

また、第2次選考に要する交通費、食費等は個人負担とします。ただし、滞在期間中の宿泊費は無料です。

### 1 4. 選考結果の通知

最終選考の結果は、2次選考後に文書またはメールで通知します。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられません。